

令和5年度第1回習志野市社会教育委員会議 会議録

1 日 時：令和5年8月3日（木）午前10時30分から正午まで

2 開催場所：習志野市庁舎5階 委員会室

3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、東 秀行 委員、三代川 誠一 委員、
鶴岡 利江子 委員、三浦 久美 委員、丹間 康仁 委員

【出席職員】：小熊 隆 教育長、片岡 利江 生涯学習部長
芹澤 佐知子 生涯学習部次長、越川 智子 社会教育課長
三橋 智 生涯スポーツ課長、小久保 範彰 中央公民館長
岡野 重吾 中央図書館長、勇 依子 生涯学習部主幹（中央図書館）
竹口 正樹 菊田公民館長、藤原 友哉 総合政策課長
君塚 智子 社会教育課青少年育成係長
鶴岡 奈々 社会教育課文化振興係長
佐野 一徹 社会教育課管理係長
大津 聡美 中央公民館主査
谷澤 朋存 社会教育課副主査

【傍聴者】：0人

4 会議内容

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告

（1）習志野文化ホール再建設等について

（2）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

（3）放課後子供教室（鷺沼・大久保東・藤崎）業務委託プロポーザルについて

（4）スポーツ施設の次期指定管理者の更新と管理施設の料金改定について

（5）習志野市図書館システムの更新について

第5 その他（事務連絡等）

5 配付資料

（報告1）習志野文化ホール再建設等について

- (報告 1 別紙) 習志野文化ホール再建設基本計画書
- (報告 1 参考資料) 習志野文化ホール長期休館後の状況について
- (報告 2) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について
- (報告 3) 放課後子供教室（鷺沼・大久保東・藤崎）業務委託プロポーザルについて
- (報告 3 参考資料) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について
- (報告 4) スポーツ施設の次期指定管理者の更新と管理施設の料金改定について
- (報告 4 別紙) 使用料一覧表
- (報告 5) 習志野市図書館システムの更新について

6 議事内容

第 1 会議の公開

原則公開としたうえで、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度議決することを決定した。

第 2 会議録の作成等

会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

第 3 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の指名について、東委員と三浦委員を指名し決定した。

第 4 報告

報告（1）習志野文化ホール再建設等について

澤田委員長

報告（1）習志野文化ホール再建設等について、事務局から説明をお願いする。

藤原課長

習志野文化ホールは、モリシア津田沼との複合施設であるが、以前より、モリシア津田沼の信託受益権を有する野村不動産株式会社から、老朽化に伴う施設全体の更新について、文化ホールの建て替えを含めた市街地再開発事業として一体的に建設をしたいという申し出があり、これまで、協議を進めてきたところである。社会教育委員会議においては、令和 4 年 8 月の会議の中で、文化ホール再建設に向けた基本構想の策定について概要を説明した。それ以降、野村不動産株式会社と協議を進める中で、令和 5 年 3 月

に、文化ホール再建設基本計画を策定した。このたび、令和5年6月28日に、本市と野村不動産株式会社との間で、津田沼駅南口地区で実施予定の市街地再開発事業について、本市の広域拠点として相応しい魅力あるまちづくりの推進を図るため、「まちづくりに関する確認書」を締結した。これにより、習志野文化ホールの再建設については、本再開発事業に計画し、本市が令和5年3月に策定した「習志野文化ホール再建設基本計画」に基づいて進めていくこととなる。

本日は、この確認書と、習志野文化ホール再建設基本計画について概要を説明する。

まず、確認書の要点について、資料に基づきご説明する。○の3つ目「整備予定の公共公益的施設の確認」については、本再開発事業では、習志野文化ホール以外に、①駅前広場とペデストリアンデッキ（約2,500㎡）②自転車等駐車場③市民に対する市のサービスを目的とした200㎡規模の公益施設④企業バスの乗降場⑤屋上広場（約4,000㎡）⑥エレベーター等の昇降施設⑦多目的ホール⑧保育所が整備される予定である。○の4つ目「費用負担の確認」について、再開発事業の総事業費は概算で約1,400億円、そのうち市の負担額は、市のサービスを目的とした公益施設と文化ホールの取得費が約120億円、駅前広場の整備などで約20億円となっている。○の6つ目「施設建築物の確認」について、全体の施設建築物としては、現在のモリシア津田沼と同程度の規模の商業施設、文化ホール、駐車場などで構成される複合施設棟と住宅棟の2棟が現時点で計画されている。文化ホールは、複合施設の5階から8階で予定されており、現ホールと同様に建物内に組み込まれるのではなく、個別に建設することとなっている。

次に、主な公共施設の整備方針及びスケジュールについて、習志野文化ホールは、本市が令和5年3月に策定した「習志野文化ホール再建設基本計画」に基づき計画すること、また、本事業は、令和7年4月に第一種市街地再開発事業の認可を得ること、令和13年に施設建築物の竣工を目指すこととしている。

次に、習志野文化ホール再建設基本計画の要点をご説明する。本計画では、まちづくりに資するあらゆるものが、新たに生まれ、育まれ、成熟し、後世に継がれていくという循環の原動力として文化ホールを再建設し、市民の心豊かな生活環境の向上を果たしながら、将来にわたり持続可能な習志野市を実現するとしている。

続いて、習志野文化ホール再建設基本計画について、別紙資料に基づきご説明する。目次において、本計画は、今後作成を予定している基本設計や実施設計に必要な条件をまとめており、構成として、「基本計画の位置づけ」、「基本構想における設置理念、特徴、基本方針」、「施設の整備方針」、「施設構成」、「施設整備計画」、「立地計画」となっている。

3ページの「3. 施設整備方針」に、「(1)整備にあたっての基本的な考え方」として、一つ目に【新たに習志野市から始まり・生まれ・発展しつづけるホール】を目指すこととし、人財を作り、文化がはぐくまれるホール、音の響きを重視した「音楽のまち習志野」にふさわしい、明るく開放的なホールとしている。二つ目に【誰もが利用しやすい

施設】を目指すこととし、様々な演出や利用に対応できる多目的なホール、バリアフリーに配慮した施設、設備、動線、事業費の圧縮とともに施設の有効活用を図ることとしている。

4 ページ「(2) 設計方針」に、整備にあたっての基本的な考え方に基づいた、設計における重視、配慮事項等として、①利用者の利便性に配慮したバリアフリーアクセス・ゾーニング②現ホールの機能を継承し、豊かな音の響きを重視した舞台・客席空間③市民の文化芸術活動を支える利用者空間④利用しやすい額や・技術者動線⑤利用頻度に合わせた諸室配置⑥演目とスムーズに連携する管理部門としている。

7 ページ、①ロビー・ホワイエ・トイレについては、「期待感や非日常感を演出する空間計画」や「バリアフリーの配慮」、「ホワイエの展示スペースやギャラリーなどへの有効利用」等を検討する。②ホール客席については、「音響面で適正な客室サイズとすること」、「現ホール同様にワンスロープとすること」、「座席を千鳥配置とすること」、「座席の幅や質を現ホール以上とすること」、「親子室を設置すること」など、現在のホール以上に快適になるよう要件を記載し、併せて、可能な限り多くの座席を確保できるよう検討し、座席数 1,350 席を目標とした。

9 ページ、③舞台について、「現ホール同様プロセニウム形式とすること」「音の響きをより良くするため、高さを現状の 9m より高い 12m とすること」、「オーケストラピットは設置しない」こととしており、パイプオルガンについては、「活用実績や財源確保を含め、再設置の可否について検討する」こととしている。また、現ホールで問題となっている搬入口については、11tトラックが駐車可能なスペースを確保できるよう検討している。

12 ページ、楽屋やリハーサル室、管理・技術関係の諸室について、記載している。楽屋やリハーサル室については、利用状況によっては単体での貸出もできるよう検討したい。

13 ページには、再建設するホールの特徴を「音の響きを重視した」ホールとしていることから、音響計画を記載している。

14 ページから 16 ページは、これまで記載した内容を平面図におとしたものとなっている。

18 ページ、「6 立地計画」として、(1)計画敷地の概要や、(2)配置・アプローチ計画として、商業施設との複合施設で整備した場合の利便性や動線、バリアフリー、相乗効果等を記載している。

20 ページ(3)施設整備スケジュールとして、再開発事業者の野村不動産から示されたもので、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて設計を行いつつ、令和 7 年度途中から解体に向けた準備作業、解体工事が始まる予定となっている。竣工は、確認書において、令和 13 年を目指すとしております。なお、文化ホールについては、確認書において、令和 5 年 4 月 1 日から休館していることを確認し、早期に利用できるように努めることと

している。

越川課長

続いて、3月31日をもって長期休館となった習志野文化ホールに係るその後の状況について、参考資料「習志野文化ホール長期休館後の状況について」に基づきご説明する。

1番、習志野文化ホール例年利用団体の令和5年度他施設利用移行状況について、文化ホール長期休館中の活動場所として、大規模な演奏会等は近隣自治体のホールを使っただけでいただくこととなる。まず、令和4年8月4日付けにて、千葉県及び近隣7市に対し、「習志野市習志野文化ホール閉館のお知らせ及び本市活動団体の貴市施設利用に係るお願い」の文書を発出しており、今後、閉館期間が少なくとも7年以上にわたることが見込まれることから、本市にて活動する団体が相手先自治体の施設を利用させていただくことが想定されることについて、特段のご理解、ご配慮をお願いする内容となっている。さらに、これまで、文化ホールを含めた市内施設での実施を要件として、習志野市芸術文化協会を通じ、協会に所属する文化芸術団体の発表等における会場費の補助を行っているが、これについても、ホール再建設までの間においては、他市の会場使用も補助対象に含める旨、協会と調整の上、規定の改正を行い、引き続き団体の皆さんが行う発表の場を支援すべく、会場費の補助を継続している。なお、文化ホール使用料を上回る使用料の他市ホールを使用した場合においても、団体の負担額は今までと同様になるよう本年度当初予算において算定し、計上したものである。

次に、各利用団体の本年度現在までの、他施設利用移行状況について、(1)習志野市芸術文化協会加盟団体においては、例年文化ホールを利用していた12団体について、プラッツ習志野市民ホール利用が1団体、第九合唱団をはじめ市川市文化会館利用が2団体、その他県内他市ホール利用が各1団体ずつ資料に記載の7か所、都内も各1団体2か所となっており、未定の団体はない。

次に(2)市立小中高等学校においては、小中学校音楽祭が八千代市市民会館で既に開催しており、ならしの学校音楽祭が市川市文化会館を利用するほか、各中学校の合唱コンクールや各部活動定期演奏会の利用移行先については、資料記載のとおりである。

資料裏面、2番、長期休館中の本市文化芸術振興の取り組みとして、長年、本市の文化芸術振興の中心であった文化ホールが長期休館となったことは、非常に残念なことであるが、その一方で、今後の本市の文化振興を考える中では、これまでホールに足を運ぶということに敷居の高さを感じておられた方々も含め、より身近に文化芸術に触れていただくための機会の創出に取り組んでいくことが重要であると考えます。具体的には、公益財団法人、市芸術文化協会とも連携の上、文化ホールという大きなハコを中心とした事業から、積極的に地域に出ていき、ミニコンサートや絵画展の実施など、市民により身近な場面で文化芸術に触れていただくアウトリーチ事業に活発に取り組んでいこ

うというものである。令和5年度においては、公益財団法人習志野文化ホールとも協議の上、市役所ハミング階段での合唱等のコンサート、地域コンサート、こちらは、旧鴛田家住宅や袖ヶ浦体育館などを活用した開催を検討しているところである。この他、これまでデジタルやパンフレットでの取り組みであった美術展についても、リアルの開催に取り組んでいこうということで、8月に「美術品で顧みる習志野文化ホール」展を予定している。こちらは、文化ホールに展示されていた絵画を中心に、モリシアホール、市庁舎ロビーでの企画展の開催を予定しているものである。

次に、3番、その他として、まず(1)現在の施設状況については、本年4月1日より閉鎖中であるが、年度内は事務室にて、財団が市の委託業務である備品整理などの残務にあたっている。なお、老朽化が進行しており、7月1日にホワイエ中央部の天井ボードが一部落下した他、5月末から6月はじめにかけての大雨、台風の影響により、記載の3か所において、雨漏りが確認されている状況である。(2)公益財団法人習志野文化ホールの今後については、令和6年度における公益財団法人習志野市スポーツ振興協会との合併に向け、1月18日に文化ホール理事会にて、合併協議及び検討について合併申入書を以って相手先へ申し入れることが承認され、1月24日にスポーツ振興協会理事会にて承認された。このことを受け、2月20日に合併準備会が発足しており、現在、両者による協議中である。この他、現在、美術等の展示に利用されているモリシアホールについては、実質的な所有者である野村不動産株式会社から、商業及びオフィスビルとしてのモリシア津田沼の運営を2025年3月まで継続する旨、伺っている。それまでの間は財団に引き続き運営を担っていただけるよう、現在、財団と協議を行っている。その後の展示会場については、現状、展示室を備える市民プラザ大久保及び菊田公民館を利用いただけるよう、ご案内するとともに、併せて、民間施設の活用等も視野に、財団をはじめ関係機関とも協議していく。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

丹間委員

社会教育課からの参考資料で報告いただいた長期休館中の対応について伺う。これまで利用されてきた市民の方々への対応とあわせ、これまであまり利用されてこなかったの方々に対しても、長期休館ということを捉え返して地域にアウトリーチされていく事業は、非常に意義のある企画だと受け止めている。ぜひ完成後の文化ホールの利用に繋がっていただきたい。

そのうえで、アウトリーチとは具体的にどのような場所・空間での実施を検討されているのか、決まっていることがあれば教えていただきたい。

越川課長

本市では現在、公民館を中心に、中学校の体育館を利用したコンサートが活発に行われているが、今後は、小学校の体育館、袖ヶ浦体育館、旧鴫田家住宅といったところも活用できるか検討し、市民に身近なコンサートを企画していきたい。

また、千葉交響楽団をお呼びしてコンサートを開くといったことも、千葉県の芸術文化振興の派遣事業のメニューに含まれているため、活用を検討したい。

澤田委員長

感想になるが、参考資料に記載の芸術文化協会加盟の 12 団体については、今まで活動していた文化ホールがなくなり、どこで活動したらいいのか、という問題に直面し、一時は非常に悩んでいた。例えば第九合唱団は 300 人ぐらいの人数がいる。オーケストラも千葉交響楽団が入っており、それだけの人数が入れる会場を探していた。これまで 45 回続けてきたものを、ホールが戻ってくるまで何とか続けたいという思いをもっており、多くの関係者の皆様の協力も得ながら、代替のホールの確保ができた。市からの、文化ホール休館中の補助金についても、精神的な支えになっている面もある。芸術文化協会の他の団体においても、文化ホールが戻ってくるまで何とか続けて、繋いでいきたいという気持ちを持っている団体が多く、関係者の皆さんに心から感謝しているところである。

報告（２）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

澤田委員長

報告（２）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について、事務局から説明をお願いします。

芹澤次長

指定管理者 6 者の令和 4 年度における管理運営状況を評価したので、その結果を報告する。評価の方法は、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに従い、適正な管理運営がなされたかについて、年度終了後に提出された事業報告書、実施調査、ヒアリング、利用者アンケートをもとに、評価項目ごとに点検、確認をした。

指定管理者 6 者に共通する傾向として、いずれも協定に従って適正にサービスが提供され、管理を安定的に実施していると評価し、総合評価は要求水準と同等の「A 評価」となった。全体的にコロナ渦からの回復期ということで、来館上の人数の制約、感染対策上のルールなどがある中、意欲的な管理運営がなされており、当該施設や事業等に関する効果的な広報啓発の取り組みについてはいずれも積極的であった。市民、利用

者の満足度という観点では、ほとんどの施設は高いご満足をいただいているが、一部で窓口等での対応状況に不備があり、課題を残した施設もあった。

それでは、各施設の運営において優れていた点、問題や課題なども含め、順に主なものを説明する。いずれも総合評価はAとしている。

まず、1ページ目、習志野文化ホールについて、文化ホールの指定管理者は、公益財団法人習志野文化ホールが行っており、評価の内訳はA+が8、Aが29となっている。長期休館に入る最後の年度であり、各主催者の舞台活動が活発化した。自主事業としては、12本のホール公演、特に12月以降は統一のメッセージとして、「たぐさんのご縁に感謝を込めて」とし、市民の記憶に残る事業を推進するなど意欲的な姿勢がみられ、そこに該当する評価観点はA+としている。2ページ目、表上段2番目「広報誌、PR紙などのPR」では、このホール最大の特徴となっているパイプオルガン演奏を取り入れた演奏会、舞台裏を紹介するバックステージツアー、オリジナルグッズの制作・販売など、利用者の思い出に残る事業に取り組んだ。

3ページ目、中央図書館を除く習志野市立図書館3館の指定管理者は、株式会社図書館流通センターである。令和4年4月1日に指定管理者として更新し、初年度の評価となる。評価の内訳としては、A+が8、Aが28、Bが2となっている。令和4年度の具体的な取り組みとしては、表上段4番目の「適切な情報提供」の内容として、利用者目線にたった館内のわかりやすい案内表示、市内広報掲示板に講座等のお知らせの掲示など地域に出向いた取り組みなども実施していた。4ページ目、表の最後の「自主事業」の内容として、令和3年度の指定管理者の公募においては、本事業者から、来館せずに図書を楽しめる電子図書館サービスに関する提案があり、令和4年5月18日からサービスを開始した。さらに各館ともにコミュニティセンターとの併設館であることを生かした新規登録者の獲得、魅力ある多様な講座を開催していた。一方で、Bの評価があったのは、4ページ中段の「収支がプラスであるか」と、「レファレンス受付件数」である。3ページ上段の特記事項困みの一番下に、収支がマイナスとなった主な背景を記載している。事業者の提案である電子図書館システム導入費が、法人予算において未計上であったこと、法人管理費の計上方法の変更等によるものである。

5ページ目、新習志野公民館の指定管理者は(株)オーエンスである。なお、公民館の指定管理は、新習志野公民館から開始し、続いて実花、袖ヶ浦、谷津公民館3館一括して指定管理者に移行したことから、評価も別に実施している。評価の内訳は、A+が5、Aが37となっている。令和4年度の取り組みについては、表上段2番目の管理運営に関する内容として、指定管理者が定めた「公民館職員の手引き」というマニュアルに沿って、職員間で毎月のスタッフミーティングで確認、共有しているなど、地道ながら施設運営の質的向上に注力していた。また、6ページの上段2番目の「周知・啓発」に関する内容として、広報誌、PR紙などを通じたPRのほか、館報の発行については、仕様書に定められている回数より多く発行し、公民館事業の幅広い周知に努めるとも

に、HP やツイッターなどを通じ、講座受講者の獲得に努めていた。

7 ページ目、実花、袖ヶ浦、谷津公民館の 3 館についても（株）オーエンスが指定管理者を担っている。令和 4 年度の取り組みについても、先にご説明した新習志野公民館とほぼ同様であるので、説明は割愛させていただく。

9 ページ目、スポーツ 9 施設の指定管理者は、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会である。評価の内訳では、A+が 6、A が 34 となっている。令和 4 年度の取り組みとしては、上段 2 段目、「意欲的な管理運営」として、利用者が等しく情報を得ることができるよう、SNS の積極的な活用に努めるほか、インターネットに慣れていない人に対し、窓口での周知啓発において、きめ細かい配慮をしていた。また表の中段の「施設管理、安全対策」の「4 警備業務」について、独自に機械警備システムを導入するなど、安心安全な環境づくりに努めていた。10 ページ目、表上段から 9 番目の自主事業として、自宅でできる体操動画を HP にアップする等、コロナからの回復期にふさわしい創意工夫のこらされた取り組みが行われていた。

11 ページ目、習志野市生涯学習複合施設プラッツ習志野の指定管理者は、習志野大久保未来プロジェクト株式会社である。評価の内訳は、A+が 3、A が 39、B が 5 となっている。令和 4 年度の取り組みとして、11 ページの表の上段 2 番目「意欲的な管理運営」に関する内容で、多世代が交流し、地域コミュニティ活性化のプラットフォームであるフューチャーセンターにおいて、市民発の企画の初動支援、市民ホールを活用したコンサートの企画、朝市、キッチンカーなどを行っているほか、市民作家の作品展示販売を行うハンドメイドマーケットやクリエイターズエキスポ、さらに周年イベント等の企画を実施するなど、注目を引く新たな取り組みを開催し、とても好評であった。一方で、B 評価として、11 ページ下段の事故発生時の対応、12 ページ目、表上段から 3 番目の利用者満足度、研修計画の 2 項目、さらに下から 4 番目の南館の受付業務に課題を残した。これは令和 5 年 2 月に南館において、車いす利用者の入館の確認に手間取るなど、窓口対応に不備が発生したことによるものである。プラッツ習志野の対応状況については、確認・指導・指示を行い、引き続き監督を強化・継続しているところである。

これらの結果については、指定管理者に通知し、市ホームページで公表したところである。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

丹間委員

2 点伺う。

1 点目、図書館に関して、4 ページ IV-1-4 レファレンス受付件数について、3 ページ

の特記事項欄に「記録の取り方で課題を残した」とあるが、これは具体的には何を指すのか。

2点目、公民館に関して、6ページと8ページではそれぞれ、Ⅲ-1-10 地域との交流・連携の部分が A+の評価となっているが、具体的にはどのようなことが行われていたのか。

岡野館長

本の所在や、所蔵の有無といった簡易な相談をカウンターで受けた際、正の字で件数をカウントし、最終的には統計にまとめている。指定管理館のスタッフが、これを一部書きそびれていたため、件数が少なくなった。このことについては、私から各指定管理館の館長に指導し、その結果、令和5年度においては正しく記録されていることを確認している。

小久保館長

地域との交流・連携に関する取り組み等については、仕様書に規定しているまちづくり会議以外にも、学校の評議委員会や保健連絡会などに出席し、地域との交流・連携に積極的に取り組んだことを評価しA+としている。

丹間委員

この令和4年度は、次長からの最初の説明にもあった通り、コロナ禍からの回復期であったと言える。全国の他市町村の状況を見ても、公民館、図書館の事業は復活し、利用者数も回復してきている。だが、地域活動や地域行事の復活は、それに比べるとかなり鈍く、中には復活が困難という事例も見受けられる。そういった地域活動や地域行事に対して、社会教育施設がどのように関わっていくのかがこれから大事な課題になると考える。

三代川委員

プラッツ習志野について、昨年度もB、その前の年も、さらに前の年もB評価がかなりあったと思うが、改善策はうまく機能しているのか。

越川課長

令和4年度分の評価において、5項目のB評価のうち「対応職員に格差が生じないようなサービス水準」の項目については、一昨年度、昨年度と同様の評価であった。このことについて、我々も事業者に対し認識を質し、現状を確認した上で再度強く指導し、改善を求めたところである。事業者においても研修はもとより、スタッフ間の情報共有の徹底、また対面による情報伝達の強化に取り組んでいるということは確認している。

全体のB評価の数としては、令和2年度の6項目から令和3年度は2項目減少したが、令和4年度はまた5項目と、再び増加をしている。昨年度から改善が見られている部分もあるが、特にスタッフの利用者の方への対応の向上については、公共施設で働く上で向けられる市民の視線の厳しさ、このことの一層の理解、自覚を促し、スタッフによって差のない一定したレベルの対応を徹底するように、今後も折に触れ事業者に対し改善に向けたさらなる努力を強く求めるとともに、状況を確認していきたい。

丹間委員

公民館に関して、Ⅲ-1-2「潜在的な利用者へのアピール」により、これまで利用されてこなかった方に公民館へ足を運んでいただくという部分、また、Ⅴ-2-2「多様な利用者層に働きかけていく」という部分が、要求水準と同等、またはそれを上回るという評価で、非常によく運営されていると受け止めている。一方で、やはりこれまでずっと長く公民館を利用してきた方々への配慮も一層必要だと感じる。他市町村の事例になるが、コロナ禍を経て、利用者数はそれなりに戻ってきているが、これまで利用されてきたサークルや団体の中で、未だに活動を再開できていないケースや、コロナ禍で活動を中断してその後解散してしまったりしたケースも一部あると確認している。習志野市の公民館の場合はどうなのだろうか。もしもそうした状況があるのであれば、新しい利用者に足を運んでいただくことももちろん大切であるが、それと同時に、これまでの利用者で、コロナ禍により利用できなくなってしまった方にもう一度アプローチするといった、あらゆる人々を包み込むような姿勢での関わりがこの令和5年度は大事になってくると感じている。

また、利用者の多様性に関して言えば、私たちがコロナ禍で学んだことは、ウイルスに対する受けとめ方や、一人ひとりが置かれた状況は、実に多様であるということだ。それは、マスクをしている・していない、ワクチンを打っている・打っていないというような、目に見える違いやわかりやすい違いに留まらない。確かに今回、新型コロナウイルス感染症の5類への移行という法律上の変化はあったが、例えば引き続き感染対策がなされていけば公民館に行ってみようと思う人もいるかもしれないし、そのあたりの多様性への配慮が今後ますます大事になってくると考える。要求水準を指定管理期間の途中で変えることは難しいかもしれないが、ぜひそういった配慮を、実践の現場レベルでお願いしたい。

小久保館長

まず、公民館での各団体の活動は徐々に回復してきているが、サークル団体の高齢化により、活動を停止する団体は、市内6公民館において年間で2件から5件ぐらひは散見される。今後の働きかけとしては、市民文化祭において、各サークル団体でさらに一層PRしてもらうこと、また、年2回、上期と下期に公民館のサークル団体の総会があ

り、各サークル団体の代表者が集まるので、そういう機会を利用してサークルの加入等働きかけをしているところである。

また、利用者の多様化に関しては、現在、県から、障害を持たれている方の公民館の活用・利用促進についての依頼を受けている。現状では情報がまだ少ないため、船橋・浦安・習志野で構成する葛南地区連絡協議会の中で情報共有を図っていきたい。

三浦委員

今説明のあったサークル団体の総会については、サークル連協に加入している団体が集うものだと思う。しかし現状、公民館を利用するサークルの中には、サークル連協に加入したくないという団体が増えている。昔から活動しているサークルは連協に加入しているが、新たに若いお母さん達でサークルを立ち上げたというケースでは連協にほとんど加入していなかったり、また、音楽系のサークルはあまり加入していなかったりという状況がある。公民館の文化祭やバザーはサークル連協が中心となって活動しているので、連協に加入しないサークルが多いなかで、加入しているサークルの負担が、高齢化とあいまって、大きくなっている。このことについてどのように捉えているか。

小久保館長

定期サークル以外への周知については、事務室受付窓口において、職員が対面でお話ししたり、また、館内掲示や文化祭等で周知をしているところである。引き続き、サークル連協の負担軽減等に努めていく。

報告（3）放課後子供教室（鷺沼・大久保東・藤崎）業務委託プロポーザルについて

澤田委員長

報告（3）放課後子供教室（鷺沼・大久保東・藤崎）業務委託プロポーザルについて、事務局から説明をお願いします。

越川課長

本市の放課後子供教室については、小学校施設を活用し、放課後の児童の安全安心な居場所を設け、スタッフが見守る中、多彩な活動を通じ、児童の健全な育成を図ることを目的としている。本年度6月末時点で、計10校に開設し、全児童数の5割から6割弱の児童が登録しており、平均で全児童数の1割前後の児童が日々利用している状況である。「習志野市教育振興基本計画」及び「習志野市子ども・子育て支援事業計画」において、放課後子供教室の計画的な整備に取り組むこととし、令和2年度から順次開設し、現在10校にて開設しており、令和6年度までに11の小学校に開設する予定である。

実施にあたっては安定的な人材確保等の観点から民間委託による放課後児童会との一体型を原則としており、委託する候補者の選定は放課後子供教室を適切に遂行する能力や技術力、魅力ある提案内容等を判断するため、企画提案プロポーザルを実施している。なお、一体型とは、全ての就学児童を対象に共通の活動場所で多様な共通プログラムを実施すること、学校の余裕教室や特別教室等の安全・安心な活動場所を活用することを指す。

令和6年度は新たに、鷺沼小学校で放課後子供教室を実施する。また、大久保東小学校及び藤崎小学校についても、継続して契約できる期間の満了に伴い、新たに委託する候補者の選定を行う。契約期間は最長5年間、事業者選定に係るスケジュールとしては、6月17日に新規開設校である、鷺沼小学校で保護者説明会を実施し、159名の保護者が参加された。7月13日より委託事業者の募集を開始し、10月頃に公開プレゼンテーションによる選定を行い、11月頃に契約候補者事業者を決定する予定である。その後、2月から3月にかけて開設準備、既設校においては引継ぎ業務を行っていく。

次に全市立小学校での実施に向けてであるが、現行計画に位置付けられていない学校は資料一番下に記載の5校である。昨年度に全ての学校を訪問し、学校長・教頭との意見交換、現地確認等を行い、使用可能な教室の調整や児童の導線等を協議させていただき、開設に向けた課題の抽出・整理を行った。これら未開設校についても、令和7年度にスタートいたします、次期「習志野市子ども・子育て支援事業計画」のできるだけ早期の年度に位置付けるべく、活動場所や環境整備等の開設に係る課題を整理し、全小学校開設を目指し、開設を進めていく。

続いて、報告3の参考資料「放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について」説明する。放課後子供教室の運営状況として、令和4年度までの開設は、大久保東、東習志野、秋津、袖ヶ浦西、袖ヶ浦東、藤崎の6小学校である。各こども教室の利用状況は、表(2)のとおりであり、6校全体での登録率は54.6%、1日の平均参加人数は全校児童の概ね1割前後となっている。なお、学校毎に登録率に差がありますが、一つには、地域毎の特性があると考えている。満足度調査の設問において、登録していないご家庭を対象に、理由を尋ねたところ、比較的登録率が低位の東習志野小学校では、「保護者が放課後家にいるため」「塾や習い事等で時間が確保できないため」といった回答が多くなっており、登録率の地域差として表れているのではないかと推察している。また、子供教室の利用については全体として4年生までが8割を占めており、5年生、6年生の登録率は低い傾向にあります。こうした中で、東習志野小学校においては、全校児童数の学年構成において、5年生、6年生の人数割合が、他校に比べて若干高いことも要因の一つであると推察している。この他、全体の傾向として、小規模の学校ほど登録率が高い傾向にあること、教室の運用において、複数の教室に分散せず、余裕教室等の専用教室で実施している学校については、比較的登録率も満足度も高い傾向にあるということから、運営条件も多少影響しているのではないかと考えている。

次に(3)昨年度、保護者を対象に電子回答を主として実施した満足度調査の結果について、回収率は61.9%、主な調査内容において、子供教室に参加した保護者のうち、「お子様が安心して過ごせる場所ですか」との設問に対し、「思う、まあまあ思う」との回答が96%、「活動時間や内容はいかがですが」との設問に対し、「とても満足している、満足している」との回答が88%となっており、保護者の皆様においては、高い満足度が得られている結果となっている。「参加してのお子さんの変化」について、回答上位3項目は、「友達が増えた」「興味・関心のあるものが増えた」「家での会話が增えた」となっている。また、「保護者の変化」についての回答上位3項目は、「お子様の放課後についての安心感が得られた」「自分の時間がとれるようになった」「就労時間を増やすことができた」となっている。さらに「子供教室の魅力は何ですか」との問いへの回答上位3項目は、「学校内の安全な場所で過ごせること」「無料であること」「工作や遊びなどの体験ができること」となっている。

調査においては、自由意見も記入いただいております、ご意見の中では、6校全体において、学年の違う低学年の兄弟・姉妹が参加することで一緒に帰れること、遊びの幅が広がること、入退室の通知に安心できること、特に夏休みの開設について、助かるといったご意見を多くいただいているところである。一方で、改善要望等では、全体において多かった内容2点として、一つ目は、スタッフに連絡できるツールがあるとよい、ということである。こちらは現在の主なツールは電話となっており、毎月のおたよりに、連絡先として子供教室の電話番号を記載し、必要に応じて連絡をとれるようにしている。この他のツールについては、簡易なメモ等手紙でのやりとりを行っているが、この他にも対応可能な手法があるか、運営事業者と調整・検討していく。

二つ目は、宿題は自主性に任せるのではなく、みんながやるようにしてほしい、とのご要望である。子供教室の流れとして、登室後、児童はまず宿題等の学習、遊びをすることとしており、基本的には、各子供教室では、そのように児童を誘導しているところである。但し、強制ではない。こちらについては、一方で、自由がなく好きな遊びができない、といったことから子どもがつまらないと言い、行かなくなった、参加したがりないといったご意見もいくつか寄せられており、双方のご意見があることから、難しいところである。子供教室は放課後の安全安心な居場所であり、基本的には遊びや学習等、児童が自由に過ごす場と考えているが、保護者におかれては、宿題を済ませて帰宅してほしい、との想いを多くの方がもっておられることがわかるので、登室してまず、宿題を済ませることが強制でなく、自然と習慣づけされるよう、引き続き、運営事業者と確認していく。

全体としては、概ね好評をいただいているが、調査結果の詳細については、各校の子供教室毎にとりまとめ、運営事業者と個別に面談を設定し、対応について協議し、改善について検討を行っている。例えば、各校個別の要望において、習い事等で参加できないことがあるので、月一度のイベントは数日あったらよい、といったご意見には、複数

日を設定したり、翌月にも同様のイベントを開催するなどの工夫をしたり、運営事業者側もご要望を受けて、様々な改善対応を図っているところである。今後も引き続き、事業者と連携の上、対応を確認し、改善を図っていく。

次に2番、令和5年度新規開設校について、令和5年度は4月13日より、屋敷、実花、向山、香澄の4小学校に新たに開設した。このうち、屋敷、向山小学校は、放課後児童会と同一事業者で運営業務を委託している。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

丹間委員

満足度調査の結果を見ても、保護者の方は、安心して預けられるということだけでなく、工作や遊びなどの体験ができることや、遊びの幅が広がるといったことを、放課後子供教室への期待として持っていることがわかる。そういった体験や学習のプログラムが放課後子供教室には非常に大切なのだろうと考える。子どもたちにとっては、開催場所こそ学校ではあるが、やはり教育課程外の学びであり、社会教育活動にあたる。そういう意味では是非、これからまた新たな放課後子供教室が開設される中で、体験や学習といった面が多様に広がっていくとよいと考えている。

一方で、委託事業者が複数に渡るため、事業者によって体験学習の幅や内容、回数等に大きな差が出ないように、教室間あるいは事業者間で切磋琢磨していけるような形が大事だと思う。他市では、放課後子供教室の活動事例集を毎年度出して、お互いに良いものを取り入れていこうとしているところもある。そういった形で、是非、市内全体で子どもたちの放課後が楽しくて魅力ある時間になるようにしていただければと期待する。

越川課長

各放課後子供教室においては、毎月、翌月に予定しているプログラムについて、お便りを出しているが、今年度から、全てのお便りを他の子供教室、事業者と情報共有するということをはじめた。こうした中で、各事業者が、それぞれのプログラムに磨きをかけていっていただければと考えている。

報告（4）スポーツ施設の次期指定管理者の更新と管理施設の料金改定について

澤田委員長

報告（4）スポーツ施設の次期指定管理者の更新と管理施設の料金改定について、事務局から説明をお願いします。

三橋課長

スポーツ施設については、平成 18 年度より指定管理者制度を導入している。現在は第 4 期目を迎えており、その第 4 期が令和 5 年度末をもって満了することから、改めてその更新をするものである。また、施設使用料については、市の方針としては 3 年毎に見直しをする方針であるが、指定管理者制度を取っており、かつ利用料金制を採用している施設については、その指定管理者の更新に合わせて見直すこととされていることから、本年はこの 2 つを平行して行っている。

まず、指定管理者の更新については、これまで庁内での会議等において、その方針について協議し、その結果、施設の運営方法については指定管理者制度を引き続き継続すること。その選定方法は公募によるものとし、指定管理期間は 5 年とすることを決定した。また、その対象施設は、現在と同じで、資料に記載された 9 施設である。

次に、使用料金の改定については、その指定管理者の公募に先立ち、今後 5 年間の利用料金収入を試算する必要があることから、先の市議会に「スポーツ施設の設管条例の一部改正」として、使用料改定を提案し、賛成多数で可決成立したところである。

今後のスケジュールとしては、先日 7 月 19 日に行った応募説明会には、複数社が参加している。公募は、8 月 1 日から 17 日までの間に提案を受け、9 月に選考会を行い、10 月の教育委員会会議と、12 月の市議会を経て決定となる。その後、基本協定書や年度協定書を結び、令和 6 年 4 月から新使用料の施行とともに、新たな指定管理期間がスタートする。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

報告 (5) 習志野市図書館システムの更新について

澤田委員長：

報告 (5) 習志野市図書館システムの更新について、事務局から説明をお願いする。

勇主幹

図書館システムとは、資料の情報、利用者情報、貸出・返却業務、ホームページの運用等、図書館のサービス業務全てを管理しているものである。令和 5 年 9 月末で現在の契約が終了することから、令和 5 年 10 月より令和 10 年 9 月の 5 年間に委託する事業者について、公募プロポーザルにより選定した。応募者は 1 者であり、現委託事業者の三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社に決定した。金額は、市の定めた提案上

限度に対し、5年総額で、約2千188万円下回る提案額であった。

次期システムにおける主な利用者サービスの向上内容として、一つ目に「DX 推進による市民サービスの向上」、二つ目に「図書館システムをより使いやすく」、三つ目に「子どもの読書活動推進」があげられる。順を追ってご説明する。

まず、一つ目の「DX 推進によるサービスの向上」として、3点ある。1点目は図書館カードの形態の多様化である。図書館カードのバーコードをスマートフォンの画面に表示できるようにする。これにより、図書館に来るときにカードを持っていなくても本を借りることができる。また、スマートフォンでのバーコード表示が可能になることから、新たに図書館に利用登録される方で、カードは不要であるとのご希望があれば、ちば電子申請サービスからの申請で利用者番号のみを発行できるようにする。加えて、予め図書館内で図書館カードと紐付けしたマイナンバーカードを図書館カードとして利用することができるようになる。2点目は、予約の本が図書館に用意できたときに、市の公式LINEより通知する。日常的にLINEを使用している方には、予約本の確保がすぐに確認できるサービスとなる。3点目は移動図書館のオンライン化である。現在は出発前に、その時点での資料や利用者情報を移動図書館用端末に抽出し、ステーションに持参しているが、移動図書館の端末をWi-Fiを使ったオンライン対応に変更することにより、現地のステーションで図書館と同じようにリアルタイムで貸出し状況がわかるようになる。

次に「図書館システムをより使いやすく」するサービスとして、4点ある。1点目は、ホームページのリニューアルである。現在はスマートフォン版、パソコン版が別の形式になっており、スマートフォン版では一部非表示の内容がある。更新後は、スマートフォン、タブレット、パソコンいずれの端末で画面を開いても、機器を自動で判別し、同じ内容を、端末に適したサイズ、レイアウト構成で表示する。2点目として、館内OPACで蔵書検索をした際、本のある棚の場所を画面に表示する。閲覧室が複数に分かれる広い中央図書館において、お客様は本が探しやすくなる。3点目として、中央図書館の自動貸出機の操作を簡略化する。現在、貸出し完了まで3回の画面タッチが必要であるが、本を台の上におき、貸出ボタンを押す1回で済むようになり、貸出処理の時間を短縮することができる。4点目として、東習志野、新習志野、谷津の各図書館で、蔵書検索機であるOPACにセルフ貸出機能を備える。引き続きカウンターでの貸出しが主となるが、混雑時など、利用者ご自身でも貸出し処理ができるようになる。

次に「子どもの読書活動推進」にかかわるものとしては、子どもたちが一人1台タブレットを持つようになり、図書館のOPAC機能を見る機会も増えることから、タブレットで見やすく、子どもがすすんで使いたくなるような明るいデザイン、やさしい日本語を使用したホームページを用意する。なお、アイコンについては、音楽のまち習志野をイメージした楽器の絵を使用する。

最後に、今後のスケジュールとして、9月に開催される第9回教育委員会議にて報告

し、9月25日から10月4日までは、システム更新のため臨時休館とし、10月5日から次期システムの運用を開始する。

澤田委員長

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑等なし)

澤田委員長

これをもって、令和5年度第1回習志野市社会教育委員会議を閉会する。